

秋田県告示第437号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 秋田都市計画の区域
- 3 都市計画の変更年月日 令和6年9月27日

秋田県告示第438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 秋田市下浜羽川字下野の一部
- 3 都市計画の変更年月日 令和6年9月27日